

●今週のピックアップ

★税務・会計

1. 更正の請求の範囲拡大ー控除額の制限が見直され、かつ当初申告要件が存置された制度は「適用対象額」の事後的な修正が認められない点に注意

平成23年12月改正では、一部の制度について、「当初申告要件（当初の確定申告書に適用額の記載があるものに限って適用を認めるもの）の廃止」、及び「控除額の制限（当初の確定申告書に記載された正当額を限度として適用を認めるもの）の見直し」が行われ、平成23年12月2日以後に法定申告期限を迎えるものから適用されています。例えば青色申告特別控除額（65万円）は確定申告書に記載された金額の範囲内ではしか控除できないため、期限後申告では10万の青色申告控除のみ適用可能となり、修正申告では当初の記載金額までしか控除できませんでしたが、改正後はどちらも65万円まで控除できるようになります。他には「試験研究費の税額控除」などについて、改正後は、税務調査等が行われて当初申告の税額が是正されると、是正後の税額に基づいて税額控除額が増えることとなる一方、当初申告時に税額控除の基礎となる「試験研究費の額」そのものが過少だったことが事後に判明したとしても、「試験研究費の額」は、当初の確定申告書に記載された金額が限度となるのでこちらは注意が必要です。

★経営

労働トラブル対策セミナー

「会社存続のために！！労働トラブルを防止するための具体的ポイント」

近年、経営者と社員間のトラブルは増加の一途をたどっております。会社を存続させるために、今、経営者がしなければならないこととは一体何か？本セミナーでは、会社存続という視点での労働トラブルの対応法と留意点を事例中心に解説します。

日時：3月2日（金）10時～12時

場所：BIZ 新宿（新宿区立産業会館）

http://event.tokyo-cci.or.jp/event_detail-42260.html

★人・もの・カネ

公的年金等に係る雑所得の金額の計算方法

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある方は、確定申告で税額を精算することとなります。ただし、平成23年分以後は、その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告の必要はありません。この場合であっても、例えば、医療費控除による所得税の還付を受けるための確定申告をすることができます。

●ニュースな日々

休眠口座の活用

銀行などで10年を超える期間、金の出し入れがない、いわゆる「休眠口座」の預金を震災からの復興支援などに活用できないか検討する動きが出ています。一方、全国銀行協会などからは、金融機関の信頼を損ねることにつながると反対する意見もあります。因みに海外では、イギリスやアメリカなどで休眠口座の預金をほかの基金や中央銀行に移して管理する制度を導入しているほか、アイルランドでは移管した資金を福祉などの事業に使う制度があるそうです。

●今週のおすすめ

六角脳枕

六角脳枕は、goo ビジネスなど有名企業にも多く取り上げられている実績があります。その数は164社にもおよび、口コミでも人気の商品です。見た目はちょっと変わった枕という感じですが、寝つきが良くなったとか首や肩こりが楽になったという声も多いようです。ストレートネックの方にも効果があるみたいです。その秘密は高さだけにこだわらず、仰向けでも横向きでも寝られる形を採用したからです。なかなか寝付かれない人、その枕見直してみたいはかがでしょうか。

●タワーの灯

京都大学などの研究チームが「トマトから脂肪燃焼を活性化させる新成分が見つかった」との研究報告を米科学誌に発表した直後、トマトジュースなど関連商品が品薄になっているらしいです。要はメタボに効くそうで生より加熱処理されたトマトのほうが効果があるそうです。

三尾会計事務所
東京都港区芝5-27-5山田ビル
5階
TEL: 03-6436-0201
FAX: 03-6436-0202
Info@mionet.co.jp